

める。

- ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。
- ・過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評価しないこととする。
- ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。
- ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。
- ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

【道が実施する総合評価落札方式の種類】

（ア）高度技術提案型

技術的な工夫の大きい工事において、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を求める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う形式

（イ）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し、技術提案を求め、その実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う形式

（ウ）簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う形式

イ 競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争入札参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。
- ・必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。
- ・必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。
- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争入札参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争入札参加者の負担の軽減を図る。

- ・また、競争入札参加者が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。

- ・総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 契約方式の選択

契約方式の選択に当たっては、工事の性格等に応じて以下の考え方を基本として選択する。

ア 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

設計と施工を分離し、受発注者間での明確な責任分担を行い、コストや工事完成物の品質に関する責任を発注者が負うことが基本であることから、施工を単独で発注する方式を選択することが基本的な考えである。

しかし、公共工事の品質確保を一層促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であることから、次の考え方に基づきその他の方式の選択を検討するものとする。

- ・機械設備、電気設備、補修工事等において、設計業者よりも施工者に総合的なノウハウが蓄積されているような場合や設計と施工が密接に関連しているような場合等特殊性を有する工事で施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるものについては、詳細設計付工事発注方式の選択を検討する。

- ・機械設備、電気設備工事等において、効率的な維持管理や円滑な設備運用が期待できる場合等において、維持管理付工事発注方式の選択を検討する。

- ・限られた期間で、大規模な事業執行が求められる場合等において、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要があるといった工事の性格等を踏まえ、必要に応じて、設計・施工一括発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）を検討できるものとする。

(ア) 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。



(イ) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。

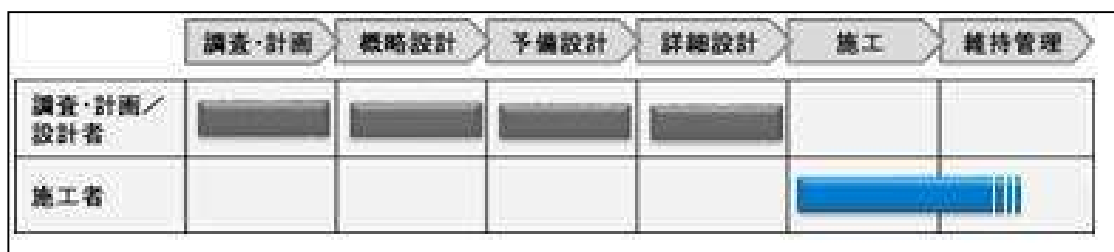


(ウ) 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

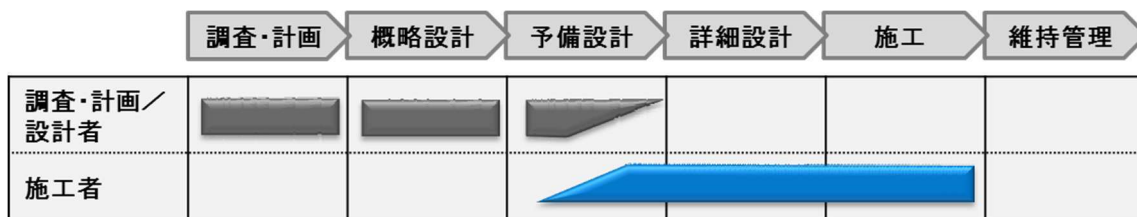
発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。



(エ) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



(オ) 設計段階から施工者が関与する方式（E C I※方式）

※Early Contract Involvement の略

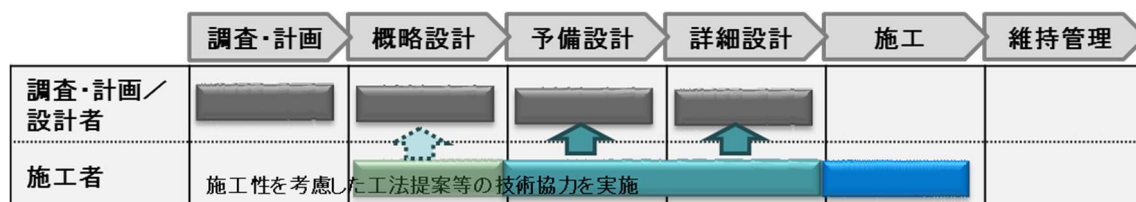
設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。

（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。

この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



イ 地域における社会資本の維持管理に資する契約方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがある。こうした課題に対応するため、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式を活用するとともに、複数年契約方式の検討を進める。

また、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を併せて活用する。

(ア) 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。

(イ) 複数年契約方式

既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

ウ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

大規模災害等に迅速に対応する必要がある場合等において、複数工事が輻輳あるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事で、短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合には、以下の発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式を検討できるものとする。

(ア) CM※方式 ※Construction Management の略

発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うため、民間に委託する方式である。

(イ) 事業促進PPP※方式 ※Public Private Partnership の略

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行うことを目的に、事業計画段階から発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。

(3) 競争入札参加者の設定方法の選択

競争入札参加者の設定方法の選択に当たっては、一千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札によることとするが、一般競争入札は、入札執行までに相当の時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札により難しい場合は指名競争入札、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては随意契約を選択できるものとする。

ア 一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

イ 指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

ウ 随意契約

緊急の必要により競争に付すことができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式である。

(4) 落札者の選定方法の選択

落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、価格競争方式、総合評価落札方式から選択する。

ア 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。

イ 総合評価落札方式

技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。

(5) 支払い方法の選択

支払い方式の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、総価請負契約方式、単価・数量精算契約方式から選択する。

なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討を進める。

ア 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。

イ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。

ウ 総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。

4 工事の監督・検査等の充実・強化

(1) 監督・検査・工事成績評定の適切な実施

- ・ 工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。
- ・ 公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切に実施する。
- ・ 工事成績評定を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進する。
- ・ 要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- ・ 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知する。
- ・ 技術検査の結果を工事成績評定に反映する。

- ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・工事成績評定の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評定技術を一層向上させるための各種研修を実施する。

(2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化

- ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。

(3) 現場の施工体制等の適切な確認

- ・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

- ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。
- ・受注者からの協議等については、ワンデーレスポンスの試行等を通じて速やかかつ適切な回答に努める。

(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。

5 調査・設計における品質確保の推進

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計については、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努め、調査・設計における品質の確保・向上の取組を推進する。

(1) 発注関係事務の適切な実施等

ア 適正な予定価格の設定等

- ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。